

高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会
第3回委員会議事録（案）

会議開催の日時： 平成17年9月12日（水） 14：00～16：00

会議開催の場所： 平河町マツヤサロン ロイヤルルーム

出席者の氏名：

（資産評価委員）

石田孝、梅田春実（代理：鉄道局財務課長櫻井俊樹）、小澤一雅、梶川融、梶山修（代理：東京都都市整備局次長村松満）、◎黒川行治、近藤剛、勢山・直、田中宰、谷口博昭、長谷川康司、原口和夫（代理：兵庫県県土整備部土木局長井上俊廣）、日野康臣、堀切民喜、丸岡耕平、八木重二郎、横須賀博（五十音順、敬称略、◎：委員長）

（事務局）

佐々木総務課長、日原路政課長、木村有料道路課長、菊川高速国道課長、澤田道路事業分析評価室長、渡辺日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理室長、東都市高速道路公団監理室長、日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理室石原企画専門官、都市高速道路公団監理室吉木企画専門官、日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理室加藤課長補佐、日本道路公団橋田経理部長、首都高速道路公団森山財務部長、阪神高速道路公団岩田経理部長、本州四国連絡橋公団藤井経理室長

議題：

- （1） 東京湾横断道路株式会社株式の資産評価に使用する割引率
- （2） 評価要領について
- （3） 負債・資本の評価について（参考）
- （4） その他

議事内容：

【吉木専門官】 それでは、定刻にはまだなっておりませんが、皆様おそろいのようにございますので、よろしければ始めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから、第3回高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会を始めさせていただきます。

本日は、委員各位におかれましては、大変ご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。本日はお3方の代理の方に来ていただいております。鉄道局の梅田委員の代理といたしまして、鉄道局財務課の櫻井俊樹財務課長、東京都の梶山委員の代

理といたしまして都市整備局、村松満次長、それから、兵庫県の原口委員の代理といたしまして、県道整備部の井上俊廣土木局長にお越しいただいております。

本日は委員の過半数の出席を得ておりますので、定足数を満たしていることを確認いたします。

それから、本日の資料でございますが、大変分厚くなっております。一通りご説明いたしますと、配布資料の議事次第の後に委員名簿、それから本日の配布資料と、それから資料1としまして、東京湾横断道路株式会社の株式の資産評価に関する割引率についてということで1枚、それから、資料2としまして、評価要領（案）がございます。それから以降は参考資料でございますが、参考資料1としまして、本委員会の委員会規則、それから参考資料2としまして、前回の第2回の評価委員会の議事録案、資料3というものが途中抜けておりましたけれども、「負債・資本の評価について」ということで、参考の資料がございます。改めまして、参考資料の3といたしまして、前回の委員会資料ということで、各公団から各評価方法についてご説明いただいたものを再度お配りしております。それから、その後、さらに参考といたしまして、A4の1枚としまして、「四公団及び機構・六会社の資産額」の一覧表を1枚添付しております。さらに、その後、各公団の資産額の現在の暫定値ということで、参考の1から参考の5まで、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構関係、それぞれの評価調書、それから、最後に参考6としまして、国及び出資地方公共団体関係の資料を配布しております。

では、これ以降、黒川委員長に進行をお願いいたします。

【黒川委員長】 それでは、早々ですが、議事の1つ目であります。東京湾横断道路株式会社株式の資産評価に使用する割引率についてご説明をお願いいたします。

【加藤補佐課長】 まずお手元の資料1、1枚紙であります。「東京湾横断道路株式会社株式の資産評価に使用する割引率」ということで、評価方法につきましては、前回の資産評価委員会において、割引現在価値に置き直した場合を想定した収益還元法で評価しますということをご説明さしあげました。その後、割引現在価値に使用する割引率として、前回は4つご提案させていただきましたが、今回は、そのうちの1つ、事務局案として1つご紹介、ご説明さしあげます。

割引現在価値に使用する割引率としましては、残存期間プレミアムを考慮に入れて補外を行う方法を採用します。こちらは、42年6カ月ものの国債があると仮定した場合の利

回りを想定します。

手順としましては、1番目として、まず5年超の国債の平均残存期間、最終利回りの平均を計算します。その後に傾向を分析し、傾きの変化率を一定と仮定します。3番目としまして、42年6カ月に延長して割引率を算出します。下の表を見ていただきますと、A、B、C、Dとありまして、Aが10年国債の残存期間が5年から10年のものの平均残存期間と最終利回りの平均、実際に流通している取引があるものの平均をとっています。同じように、20年国債の残存期間が10年から20年のもの、30年債の残存期間が20年から30年ととりまして、AからB、BからC、それぞれ傾きがあるんですが、AからBの傾きとCからBの傾きの変化率と、BからCの傾きと、CからDに伸ばしたときの傾きの変化率が一定であると仮定したときに、42年6カ月に延長したときに、最終利回りが幾らになるかということ进行分析して、計算しました。その結果としまして、8月4日時点のデータをもとに計算しましたところ、●.●●●%になり、東京湾横断道路株式の簿価、今、300億あるんですが、こちらの評価額は約●●億●●●万になるということでございます。

今回はこうした方法を持って割引率を計算したいというのが事務局案でございます。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、各委員、何かご意見等はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

【黒川委員長】 ないようでございますので、引き続きまして、議事の2つ目でありまず評価要領についてご説明をお願いいたします。

【加藤課長補佐】 お手元の資料2になります。評価要領ですが、第1回、第2回資産評価委員会において添付しておりますが、今回、変えてあるところがございます。

主として、内容そのものは変わってないんですが、より細かく、詳しく書くということで丁寧に書いてあります。

変わったところを申し上げますと、1ページ目の道路資産、償却資産のところですが、最後のポツで、(3) その他の固定資産 (i)、(ii)、(iii)、(vi) 及び (vii) のうち、機構に承継される資産については、道路資産に含めるものとし、(3) その他の固定資産と同じ方法で評価するというので、その他の固定資産に含まれております料金徴収施設、管理事務所、SA、PA、支社等の庁舎などにつきましては、機構に承継するものは道路資産ということで、道路資産に寄せております。同じように、非償却資産のほうの、1ページ

の一番下にありますように、こちらもその他資産の評価で使っておりますものも、機構に承継するものは道路資産とし、同じ評価方法を採用しますということになっています。

道路資産で当初想定しておりましたものは、道路本線ですが、機構が承継するものは道路本線以外に、若干ではございますが、道路以外のものとして、料金徴収施設の一部や管理事務所なども承継しますので、こちらは道路資産に含めます。ただし、評価方法につきましては、その他の固定資産と同じ方法で評価しますということでございます。

2ページ目にいきまして、鉄道施設でございますが、こちらは第2回資産評価委員会におきまして、(2)でございますが、非償却資産、再調達原価方式で評価するということが、前回の簿価から変更になっております。こちらにつきまして、再調達原価方式で評価するということがございます。再調達原価のうち、土地の標準価格については、民間精通者、不動産鑑定士が鑑定評価に準じた方法で評価する。再調達原価はこの標準価格に地積を乗じた素地価格に補償費及びその他の間接費を加えたものとする。地上権及び区分地上権の割合は、民間精通者、不動産鑑定士が求めた率とするということ、こちらのほうを変更してございます。

(3) その他の固定資産ですが、こちらにつきましても、若干精緻に書きましたので、追加になっているところがございます。(3)の(i)、料金徴収施設及び料金所建物でございますが、2ポツ目の「また、日本道路公団」。今回は、特に日本道路公団という限定はしていなかったのですが、より詳しくということで、日本道路公団と書いております。日本道路公団の一部建物、構築物については、原価法にかえ、標準的単金方式で評価する。ただし、平成14年度以降に取得した資産については、デフレーター調整方式で評価することとし、標準的単金方式で評価する資産に関しては同様。このあたりを追加しております。

次のページにいきまして、同じように、3ページ目の上から2ポツ目でございますが、附属建物等、重要性が低い構築物減価償却後の簿価で評価することも認める。「また、日本道路公団」というふうに、同じような書きぶりで、こちらのほうも追加させていただいております。

あと、4番目のトラックターミナルでございますが、前回まではトラックターミナルの土地ということで、土地だけを限定しておりましたが、今回いろいろ調べた結果、重要性が低い建物、構築物もございまして、こちらは減価償却後の簿価でやっておりますので、土地に限らず、トラックターミナルとして表題を変え、土地以外の建物、構築物の評価方

法についても、同様に記載しております。

4 ページ目にいきまして、(vii)です。建設仮勘定。償却資産については簿価で評価する。道路休憩施設、S A、P Aの土地については、(1) 道路資産の(iv) 建設仮勘定(または仕掛道路資産)のうち、非償却資産と同じ方法で評価する。その他固定資産につきまして、当初、建設仮勘定というのは想定していなかったんですが、よくよく調べますと、建設仮勘定がございましたので、こちらについても評価方法を追加で記載しております。

あと、(ix)でございますが、工具器具備品。前回までは什器という書き方をさせていただきましたが、会計の勘定科目であります工具器具備品と変更させていただいております。

あと(x)、関係会社株式でございますが、こちらのほうにつきましても、読み上げますと、「東京湾横断道路株式会社株式については、収益還元法により評価する。トラックターミナル株式会社株式については、簿価で評価する」ということで、前回につきましては、ここまではっきりと書いていなくて、「重要性がないものは簿価」となっておりましたが、どの株式にどういう評価方法をするかということで、明確にこの辺は記載させていただいております。

あと4 ページの下ですが、注をつけております。こちらにつきましては、今回の資産評価要領(案)の中に、幾つかの専門用語が出ておりますので、その用語の定義をはっきりさせるという趣旨で、追加で記載しております。読み上げますと、「再調達原価方式とは、資産を新たに取得する場合の金額を算出し、資産の種類毎の耐用年数と経過年数に応じて、減価償却した後の未償却残高相当額を時価として推定計算する方法」です。

つけ加えますと、施行法第15条で、時価を基準として評価委員が評価した額を評価した価額となっています。時価の一般的概念として、正味実現可能額と再調達原価方式があります。市場で取引されるような土地建物などにつきましては、鑑定評価を容易にできますが、道路資産の、例えば道路敷地の場合には、市場で取引されるものではなく、何十キロにわたり細長い土地が存在していないので、今土地を買い、補償費等の付随費用を原価算入して、コストを積み上げた再調達原価方式で評価するというところでございます。

2つ目ですが、5 ページにいきまして、標準的単金方式。標準的単金方式は、道路資産の細目を構成する要素ごとに近年、2年～3年、最長5年間の工事実績について調査集計を行って、標準的単金を設定し、個々の棚卸数量を乗じて計算した数値を合計して、資産価額を算定する方法。こちらは、再調達原価方式の1つのやり方でございます。採用している公団は、日本道路公団でございます。

2つ目のポツですが、デフレーター調整方式。デフレーター調整方式は、取得原価に経済指標の経年変化をあらわす経済デフレーター、国土交通省所管のデフレーター、人事院勧告の給与改定率、国民経済計算GDPデフレーター、建設中の金利は最近の金利水準を反映等に乗じて、最近の資産価額（評価時点の価値に置きかえると幾らになるか）として算定する方法です。

こちらにも再調達原価方式の1つであり、採用しております公団は、首都公団、阪神公団、本四公団でございます。

取得原価方式。「取得原価をもって、時価とする方法。簿価と同じ」でございます。

こちらは、日本道路公団のほうで使っております。建設仮勘定の償却資産について、取得原価方式を道路公団は採用しているということでございます。

次にいきまして、簿価。「簿価とは、一般に公正妥当と認められた企業会計上の諸基準による簿価評価」をいいます。

ということで、そのままの簿価ではなく、企業会計に置き直した簿価ということで、公団が今出している金額と必ず一致するとは限りません。

鑑定評価に準じた方法。道路資産・鉄道施設の非償却資産（建設仮勘定を含む）については、個別の筆の確定、確認を省略している場合があるため、また、その他の固定資産については、鑑定評価と同一手順を踏んでいるが、報告書の内容を簡素化している場合等があるため、正式な鑑定評価書ではなく、調査報告書によっている方法がありますので、鑑定評価に準じた方法という用語を使っております。

あるいは、鑑定評価書、または調査報告書の時点修正率意見書によって評価しているものもありますので、あわせて鑑定評価に準じた方法ということで、こちらの評価要領（案）では使用している言葉でございます。

最後になりますが、附属建物等で重要性が低い建物、構築物という言葉が何か所か出てきますが、こちらの内容につきましては、賃借建物の間仕切り、車庫・倉庫・機械室等で期末の簿価が5,000万以下のもの、あるいはゴミ処理施設、緑化資材プラント等が重要性が低い建物、構築物として挙げられる内容でございます。

以上、資料2のご説明となります。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、各委員何かご意見等はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

【黒川委員長】 ないようでございますので、議事の3つ目であります「負債・資本の評価について」ご説明をお願いいたします。

【加藤課長補佐】 資料3になります。「負債・資本の評価について(参考)」という資料でございますが、こちらにつきましては、道路資産評価・会計基準検討会が出されました検討報告からの抜粋でございます。内容を簡単にご説明しますと、負債の評価方針の骨子としまして、借入金、債券、こちらは簿価で評価することとします。考え方は、括弧の中のとおりでございます。

(2) 償還準備金。公団の法定財務諸表にある償還準備金は、計上しないこととします。こちらは現在やっております償還準備金積立方式は採用しないということでございます。

(3) 退職給付引当金は「退職給付に係る会計基準」に従って計上することとします。未認識数理計算上の差異はすべて認識した状態とします。

②公団の法定財務諸表にある特別修繕引当金は、開始時の貸借対照表には計上しないこととします。

③公団の法定財務諸表にある道路事業損失補てん引当金及び特別道路管理引当金は、開始時の貸借対照表には計上しないこととします。

④賞与引当金は支給見込額のうち開始日前負担分で評価することとします。ただし、現行の会計基準において民間企業と異なる負債計上がなされている場合には、企業会計の諸基準により計上することとします。

以上、引当金でございます。

(4) 連帯債務。自らの負担部分を負債に計上し、自らの負担部分を超える金額については注記を行うこととします。

(5) 見返負債。資本剰余金とすることとします。

(6) 未払金、未払費用、前受金、預り金、プリペイドカード等仮受金、受託業務預り金、受託業務仮受金、その他の流動負債、長期未払金、その他の固定負債は簿価で評価することとします。ただし、現行の会計基準において民間企業と異なる負債計上がなされている場合には、企業会計の諸基準により計上することとします。

資本の評価方針の骨子でございます。資本金。国または地方公共団体からの各々の公団への出資金は出資額のまま評価することとします。

資本金以外の資本。機構または会社の開始貸借対照表における資本は、資本金と資本剰余金とすることとします。

以上が検討会における検討報告でございますが、若干補足する説明と資料として、最後に4ページ目につけてございます。見返負債でございますが、新潟県中越地震の発生に伴う災害復旧に要する補助金については、現在災害復旧事業を執行中であるため、機構における開始貸借対照表上は、預り補助金等の独立行政法人特有の会計処理を採用する予定でございます。

前のほうの2ページ目の見返負債ということで、資本剰余金とすとなっておりますが、こちらの中越地震に関しましては、現在災害復旧中となっております、機構最初の災害復旧事業ですので、こちらは独立行政法人特有の会計処理を採用する予定となっております。

あと、資本でございますが、施行法15条、公団の解散等、11項というものがございまして、こちらの括弧書きの内容を式にしますと、一番最終行でございますが、公団の出資金から会社の株式の総額の価額を引いたものが機構の出資金となっております。今回、会社の株式の総額の価額につきましては資産評価委員会で資産評価するということになってございます。こちらは、先ほど資料2の評価要領の(3)のところの一番最後の12番で、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が引き受けた会社の株式ということで、今回、資産評価委員会における評価要領(案)としましては、株式の発行価額で評価するということをご提案させていただいております。

以上、資料3の説明となります。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、各委員、何かご意見等はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

【黒川委員長】 ないようでございますので、それでは最後の議事であります会社及び機構等の資産額についてご説明をお願いいたします。

【吉木専門官】 それでは、委員限りと書いたA3の1枚紙が全体を示しておりますので、最初にそれをご説明したいと思います。参考と書いた資料の冒頭に「四公団及び機構・六会社の資産額」と書いたものでございます。数字が細かくて恐縮でございますけれども、この表の中で、現在、見積もっております、民営化時点、10月1日時点の資産額というものを各公団からご提出をいただいております。この中身につきましては、先ほどご説明いたしました評価要領(案)に沿いまして、資産を評価したものでございます。縦軸に評価要領(案)に沿った資産の項目名。上からまいりますと、道路資産といたしまして、償却資産、非償却資産、それから建設仮勘定のうちの償却資産及び非償却資産というもので

ございます。それから、鉄道施設がございまして、その後にその他の固定資産というもの。それから、固定資産以外のその他の資産、さらには貸倒引当金といったもので、資産の全体を示したものでございます。これを横軸のほうで組織順に並べておりまして、最初の段落のほうでは、現在の公団としての資産額ということで、JH日本道路公団のほうから始まりまして、4つの公団の順に並べております。それから、中ほどから、右側が民営化後の組織ということで、機構というもの、さらには機構の中を現在の4つの公団に分けたものを内訳として示しておりまして、それから、3番目の列のほうでは、会社という組織としての資産額ということで、東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本四という順番で並べさせていただいているところでございます。

この資産の内容でございすけれども、現在の時価評価の考え方に沿いましてつくったものでございまして、公団の評価というものを最初の欄に書いてございます。道路公団でまいりますと、道路資産としましては、●●兆●●●●億というものでございまして、内訳として、償却資産、道路の本体でございすけれども、これがおおむね●●兆円。それから、非償却資産としまして、土地でございすが、これが●兆●●●●億程度ということでございます。

それから、仮勘定ということで、現在工事中のものでございすけれども、その償却資産が●兆●●●●億円。それから、仮勘定のうちの非償却資産でありますと、●兆●●●●億になっているということでございます。

それから、鉄道施設につきましては、これは本四公団のみでございまして、これが現在の評価で、●●●●億円程度ということでございます。

それから、その他の固定資産といたしましては、まずは料金徴収施設ということで、これが4つの公団合わせまして●●●●億程度ということでございまして、これが右側の表でいきますと、これは会社の資産として予定しておりますので、会社のほうの欄に計上させていただいているということでございます。

その他の固定資産、おおむねこれは道路資産以外のものを想定しておりますので、ほとんどの資産につきましては、会社のほうに計上することになるであろうということで、それぞれの欄に計上しているところでございます。

本日、資料の1でご説明いたしました東京湾横断道路株式会社の株式の評価につきましては、表の下の方の関係会社株式ということで、現在の金額、道路及びトラックターミナルの金額がございすので、合わせて●●億円という金額を計上しているところでござ

います。

それから、知的財産権というものが、現在一部、公団の資産でございますけれども、会社と機構で分割して所有するといったこともありますので、機構のほうにも若干計上しているものでございます。

説明が省略してしまいましたが、億円単位で表示しておりますので、資産は存在するものの、四捨五入で1億円に満たないものを「0」と表示させていただいております、資産そのものが存在しないものは、横の「-」であらわしているものでございます。4つの公団の合計が、現在のところ一番下の資産の合計にありますように、●●兆●●●●億円というふうに見込んでいます。これを機構分と見ますと、●●兆●●●●●億円、それから会社分といたしまして、右側におおのこの会社の額を記載させていただいているところでございます。

さらに、これにつきまして、それぞれの公団単位でどのようにこれを積み上げているかといったものを、以下参考の1から5までお配りしております。例えば、参考1としましては「日本道路公団関係」といたしまして、ちょっと分厚いものになっております。参考1の表紙をめくっていただきますと、最初の1ページのほうでは、現在の公団としての暫定値ということで、先ほどの表にも数字がありました●●兆●●●●●億円の内訳というものの一覧表でございます。それから2枚目が、民営化後の機構の道路公団分といったものが幾らになるかという表でございます。それから4ページ目に民営化後の東日本の高速道路株式会社としての資産の金額といったものの総額を示したものでございます。それから5ページに、同じく中日本高速道路株式会社分、それから6ページに西日本高速道路株式会社分ということでございます。さらには、7ページ以降、それぞれの資産についての内訳書といたしまして、それぞれの個別の場所、建物ごとに計上したものをご参考につけていますものでございます。詳細の説明は省略いたしますけれども、現在、このような積み上げ作業をやっているということでございます。

以下、同様に参考の2、3、4、5とそれぞれの公団及び機構別に資料をつけさせていただいております。

それから、参考の6、「国及び出資地方公共団体関係」といたしまして、最後、株式の金額でございますけれども、ここはまだ設立委員会で定めるというふうになっておるところでございますので、ここはまだ数字を入れておりません。

以上が現在での時価評価額といったものの暫定値でございます。これの数字につきまし

ては、この後、各公団におきまして、決算を打ちまして、10月1日の時価評価をもって最終的な金額にするということでございます。したがいまして、次回の資産評価委員会の場で最終的に確定をしてまいりたいと思っておりますので、本日はそれに至る現在での暫定値ということでご理解をいただければと思っております。その辺につきまして、この数字というのは、まだ今後若干でございますけれども、変動するということをご承知おきいただければと思っております。

以上、非常に簡単でございますけれども、現在での資産額というものをご紹介させていただきました。

【黒川委員長】 はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、各委員、何かご意見等はございませんでしょうか。資料が膨大なので、数分眺めていただく時間を設けます。どうでしょうか。評価の内訳書あたりで、皆様ご利用になったことがあるようなSA/PAがどの程度になっているのかを見ていただくと参考になるかと思うんですけれども。

吉木さん、それでは、参考資料1-2に路線ごとの評価額が上がっていると思うんですけれども、東名あたりだと、どなたもなじみがありますので、今回の評価の案でいくと、東名がどの程度になるのかご紹介いただけますか。東名は、ここでいうと正式名称は第一東海自動車道になるんですかね。

【吉木専門官】 委員長のお話しにありました東名でございますけれども、参考の1と書いた分厚い、日本道路公団関係と書いた資料の149ページ分の7といったところで、評価内訳書1としまして、道路資産の償却資産及び非償却資産の内訳というものが一覧でございます。ここにおきまして、各路線ごとの資産額を書いております。

例えば、第一東海自動車道というものが中ほど3分の1のところにあるかと思いますが、延長346.7キロということで、勘定が道路と書いてありますのは、道路勘定、つまり機構の資産という意味でございます。この中に、建物、延べ面積が8万2,770平方メートルで、現在の評価額といったものが●●●億●●●万ということであります。それから、構築物としまして、●●万●●●●……、これ単位何だっけ。

【加藤課長補佐】 100万円。

【吉木専門官】 ですから、●●●●億●●●●万というふうな金額、これが道路の本体になるものでございます。それから、機械装置ということで、いろいろな電気系統でありますとか、もろもろの装置が第一東海自動車道でございますと、●●●億●●●●万と

いったもの、それから工具、備品が●●億ということでございます。

それから、非償却資産といたしまして、その右側の欄に書いてございます。面積が20兆7,729億平方メートルで、これの評価額が現在●●●●億●●●●万ということで、それに●●●●万の借地権があるといったものでございます。これが前回、鑑定評価、あるいは鑑定評価に準じた方式ということでご説明させていただいたものでやっている土地と、それから標準的単金というものでやっております償却資産の評価額といったものを積み上げたものでございます。これを路線ごとに一応表で示したのが、この内訳書といったものになっておりまして、内訳書の1としての全体額は、149ページ分の8の一番下に書いてございますような、償却資産及び非償却資産の合計値になっているということでございます。この中には、管理事務所等、道路資産として計上すべきものも入っているということでございます。

以上のようなご説明でよろしいでしょうか。

【黒川委員長】 はい、ありがとうございました。例えば、今の東名などを見て、償却資産のほうについては、いろいろな方式があったわけですが、再調達原価の償却後ということなので、年数がたっていれば、それだけ評価額は小さくなっているということですね。それから、土地については鑑定評価でありますから、こちらは、一言で言えば、最近取得したならば、この金額になるだろうということによろしいわけですね。

【吉木専門官】 そのとおりでございます。

【黒川委員長】 それではほかのものについても1つか2つ、中をご紹介いただきましょうか。評価内訳書の料金徴収施設及び料金所建物、149分の12ページはどこがわかりやすいかな。東名の川崎、あそこは料金所の出口ですかね。ここだと比較的多くの方々が利用されているんじゃないかと思うんですけど、149ページ分の12ページをご説明いただけますか。

【吉木専門官】 はい。149ページ分の12というところで、料金徴収施設及び料金建物ということでございます。東名川崎でいいますと、主たる所在地が書いてございますが……。

【黒川委員長】 すいません。東名の川崎は小さいところですね。東京、TBか、ここが出口ですか。東名の、広く料金所があるところっていうのは。

【吉木専門官】 道路公団さん、これちょっと確認できますか。出口はどれが。

【橋田経理部長】 一番上の東京バリアがあったところだと思います。

【吉木専門官】 では、一番上の東京TB。

【黒川委員長】 では、そちらで。

【吉木専門官】 はい。これで見ますと、勘定と書いてございますところで、道路と書いておりますのが道路資産でございまして、これにつきまして、欄が3つございますのは、今回の時価評価の方法は若干異なっている場合には、幾つかに分けて書いているということでございます。一番上の料金所建物というものがありませんけれども、これにつきましては、備考に書いてございますように、鑑定1件と書いてありますけれども、これは鑑定評価をしているということでございます。この2,470平方メートルの建物に対して、現在●億●●●●万という鑑定をしたということでございます。

それから、2番目の欄は、ちょっとこの料金所には該当がなかったのでありますが、3番目に備考欄に単金と書いてございますけれども、これは単金方式で評価をしたものが一部あるということで、この評価額が道路資産として●●●万円あるということでございます。さらに、勘定として小さく中日本会社と書いておりますけれども、これはこの料金徴収施設自体が民営化後、中日本会社のほうに行く資産であるということで、これを上段は簿価評価したものが●億●●●万あると、それから同じく今度は単金方式で評価をしたものが構築物として●億●●●●万、それから機械装置として●億●●●●万あるということでございまして、料金所全体の中での多くの部分というのが、機械装置的なもの、あるいは料金徴収に必要な、いろいろなETCを含めた施設でございまして、これについて、上記のような金額が会社のほうで償却していただくということになるかと思っております。

以下、同じように道路と書いてあるのは、繰り返しでございますけれども、道路資産ということで機構のほうでの建物ということでございまして、そのほかの料金徴収施設本体につきましては、機械装置あるいは構築物ということで、それぞれの民間会社のほうで償却していただくものとして、現在こういう時価評価をしているということでございます。

【黒川委員長】 なるほど。そうすると、東名の出口のところの料金徴収施設に向かう、車が並ぶようなところ、あのあたりを道路と呼んでいるというふうに思えばよろしいですか。

【吉木専門官】 車が並んでいるところ自体は、道路の本体でありますので、建物といえますのは、料金徴収所に、近傍にありますような管理用の建物のことございまして、これについては機構のほうで所有をしていただくということで考えてございまして、その金

額が建物として計上されていると。

【黒川委員長】 なるほど。出口のところにある管理用の建物は機構のほうに行く。それで、構築物と書いてあるのは、我々がお金を払う、あの辺のところのことですね。

【吉木専門官】 はい。いろいろな料金所のブースでありますとか、まさに機械装置といったものでございます。

【黒川委員長】 はい、わかりました。はい、どうぞ。

【石田委員】 ちょっとわからないので教えてください。149分の148ページに内訳が出ていますね。例えば、私は西の予定ですけれども、資産総額●●●●億のうち、いろいろな内訳がある中で、かなり大きな金額がこの表の下から3番目のカラム、受託業務前払金というのがありますね。新直轄●●●億ですか。それ以外、●●●億、足して●●●●億、約●●●●億円という膨大な金額、これが実は一番大きな資産項目になるわけですが、これはどんなものなのかということと、どういう性格のものなのか、あるいは資産ですから、今度は負債の部に、これの相手勘定としてどういう勘定項目がこれに付随してくるのか。明快にはリジットな相互関係はないんでしょうけども、2点の質問です。まず、この受託業務前払いという膨大な金額の性格をお尋ねしたいということです。

【黒川委員長】 はい、事務局いかがですか。

【吉木専門官】 この新直轄等については、道路公団のほうでお答えいただきたいと思っておりますけれども。

【橋田経理部長】 受託業務前払金の新直轄というふうに書かれてあるところでございますけれども、これは新たに国のほうから受託しております、いわゆる699キロの新直轄区間ということで、国から受託しております工事区間の前払金でございます。それ以外と申しますのは、国以外の市町村、あるいは地方公共団体等の道路に関連する工事の前払金でございます。

【石田委員】 前払いというのは、業者に対して支払った金額、あらかじめ払った金額という意味ですか。

【橋田経理部長】 そういうことでございます。

【石田委員】 ということは、これは前払いなんだけど、後でどうせ入ってくるわけですね。

【橋田経理部長】 ほぼ同様の金額が、負債のほうで前受金というような形で計上されております。

【石田委員】 ほぼというのは、全く対ですか。同じ金額が上がるんですか。工事案件は同じですか。

【橋田経理部長】 若干、手数料みたいなものが入りますので、全く同じ金額というわけではございません。

【石田委員】 結構でかいですな。●●●●億のうち●●●●億を占めるというのは。ポジションから見たらむちゃくちゃ多いんだけど、やっぱりこういう経理処理は必要なんでしょうか。何か前受けと前払いと両建てで●●●●億もの金額が、たかだか●●●●億の資産の中に両建てで乗るというのは、ちょっと一般的にはやや異常な、トゥービックという感じがしますが、そこらについての見解は何かありますか。

【黒川委員長】 事務局、どうですか。加藤さん。

【加藤課長補佐】 受託業務前払金は、完成した暁には売上原価になります。受託業務前受金のほうは、完成した暁には売上げになりますので、将来売上げと売上原価になるものということで、資産、負債両建てで上げているということでございます。差額が手数料相当の利益になるということでございます。

【黒川委員長】 いかがですか。

【石田委員】 感触ですけど、全体規模に比べて大き過ぎるなという感じしかありません。これが実態ということであれば、それとして受けとめた上でどうするかということだろうと思いますが、質問として申し上げたということです。

【黒川委員長】 はい、ありがとうございました。ほかに何かご質問ございますか。

それでは、私のほうからもう少し。職員宿舎、それから保養所というようなものが149ページ分の130あたり、133から142ページぐらいまで並んでいるんですけども、これはこの後、どうなるような性質のものなのか、これに関して事務局のほうで何かありますか。

【吉木専門官】 これは、現在想定している10月1日時点で存在する職員宿舎等々のものでございまして、この中のうち不要資産として処分すべきものは、現在処分の手続の中に入っているものもあるわけでございます。ただ、民営化後も必要なものも含まれていると聞いておりますので、それは再度整理をされると思っております。基本的な考え方としましては、保養所等につきましては、基本的には売却ということで手続をやっておりますので、これは最終的な手続がどの時点で完了するかということとはございますけれども、基本的には売却する方向で動いていると各公団からお伺いしております。職員宿舎につき

ましても、極力不要なものは売却するとなっておるところでございます。その他の資産についても、民営化までに整理できるものは整理するという形で、残地等も合わせてやっていると聞いております。

【黒川委員長】 はい、ありがとうございました。それから、道路休憩施設も確認をしたいと思うわけでありませうけれども、どうでしょうか。皆様が一番なじみがあるとすれば、海老名あたりですか。149分の102ページ。ここが一番採算がよいというか、繁盛しているところだろうと理解するわけですが、102ページですね。どのようにここを見ればいいのかというのを、吉木さんお願いします。

【吉木専門官】 149分の102ページでございます。東名高速道路の海老名サービスエリアにつきましては、上段から3番目に上り線のサービスエリア、4番目に下り線のサービスエリアが記載されております。これにつきましては、中日本高速道路株式会社の勘定ということを用意しているということです。これは前回の委員会でサービスエリアの評価の考え方ということでご説明いたしましたように、土地と建物を一体として、とりあえず鑑定評価をしております。上段に鑑定と書いてありますけれども、その中で土地、建物を一体評価した後、建物につきましては、現在、財団のほうで所有しておる建物でございますので、公団としての資産というものは、その土地の部分でございますから、土地、建物を一体評価したもののうち、土地分といったものを案分いたしまして評価したのが、上り線でいきますと●●億●●●●万というのが土地の評価額でございます。それに加えて、売店部分以外の若干の構築物がございます。これにつきましても、鑑定を合わせてとっておりまして、これについては●●●●万というふうな評価をしているというものでございますので、これが海老名のサービスエリア全体としての公団としての資産額というものを書いているところでございます。ですから、実際のサービスエリアとしましては、これに建物の評価というものが別途あるわけでございますが、これにつきましては、財団の建物評価というもので、別途それは存在するとご認識いただければと思っております。

【黒川委員長】 はい、ありがとうございます。この厚い資料の中身がわかったわけでありませうけれども、何かご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【石田委員】 これ、今ざっと見ると、下関の壇之浦というのがありますね。壇之浦というのは出てないんだけど、どこに入っているんですか。土地関係でいきますと、105ページの真ん中ぐらいに来てもいいような、防府の次、防府から北九州、門司区の間ぐらいに壇之浦というのが出てくると思うんですけれども、所有形態が違うんですか。どっか

出てます？ 105ページ。一番景観がいいということで、私自身もまだ見たことがないんだけど、聞いた話でものすごいところやということを聞いているもので、え、これなのと。どっか……。

【菊川高速国道課長】 115ページ。

【石田委員】 115のどこに出とる？ ああ、そうですか。壇之浦。そうですか。これ、何か地域別に並べているわけでもないっゆうことですか。どういうこと？

【橋田経理部長】 路線ごとに記載してございます。

【石田委員】 路線ごとに並べて。それで、ここに来た、ああそうですか。はい、わかりました。

【黒川委員長】 ほかに何かご質問ありますでしょうか。いかがですか。

(発言する者なし)

【黒川委員長】 それでは、ほかに質問がないようでございますので、以上をもちまして本日予定しておりました議事はこれにて終了いたしました。何かほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。何なりとご疑問点、あるいは、本日の資料を見て今後のご要望とか。

(発言する者なし)

【黒川委員長】 それでは、ほかに質問もないようでございますので、進行を事務局にお返しいたします。

【吉木専門官】 黒川委員長、どうもありがとうございました。本日の議事概要につきましては、速やかに議事録を作成いたしますので、後日、委員の方々のご確認をいただきたいと思っております。それから、本日の資料のうち、委員限りとさせていただいたものにつきましては、数字がまだ確定値ではないということですので、机の上に置いていただければ後ほど回収させていただきます。さらに、資料全体、非常に分厚くなっておりまして、参考資料等、郵送をご希望される方はご指示いただければこちらのほうからお送りさせていただきます。と思っております。

今回は、各公団の決算を打つのが民営化後4カ月以内となっておりますので、それを踏まえまして資産額を確定するということを考えておりますので、来年の1月もしくは2月ごろを予定しているところでございます。日程につきましては、再度調整をさせていただきます。と思っております。

これをもちまして、第3回の資産評価委員会を終了させていただきます。本日は、ご多

忙中にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございました。

— 了 —